

「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について」 の一部改正案について

平成18年7月
観光事業課

I. 背景

- 平成17年6月に実施された規制改革要望受付において、経団連から本通達におけるコンビニエンスストアの端末機への電話の設置の義務付けを廃止するよう要望を受けたところ、本通達制定当時に比べて技術水準が向上していることから、当該義務付けの考え方と現状との間に乖離が生じている可能性があったため、これを検討する旨答したところ。

- 本年5月に設置した「旅行業における電子商取引に係る検討委員会」(以下、「委員会」という。)の第2回会議(6月12日開催)において、当該義務付けについては、一定の代替措置を設けることにより廃止することが望ましいとの結論を得たところ。

- これらを受け、本通達を改訂し、端末機への電話の設置義務を廃止するなどの措置を講じる。

II. 現行制度の概要

- 本通達の制定当時には、技術的な制約があったため、コンビニエンスストア等における端末機を利用した取引に際しては、旅行業者等のオペレーターが電話で取引条件等の説明を行うことが望ましいとされたことから、コンビニエンスストアにおける端末機に電話を設置することとされている。
- また、あわせて端末機を管理する営業所の営業時間外は当該端末を作動させないこととされている。

III. 改正の概要(案)

- 委員会での御意見を踏まえ、取引条件の説明を行うに当たっては、端末機の画面に旅行内容や取引条件等が掲示され、契約成立前に消費者が内容を了知したことを、その旨を表すアイコンをクリックする等の行為により確認することとし、このような措置が講じられている場合には、端末機への電話の設置義務を免除することとする。
- また、あわせて端末機の作動時間の制限を解除する。

IV. スケジュール

通知：8月下旬(予定)
適用：通知日より適用